

旅行条件書（国内手配旅行契約）

（旅行業法第12条の4による取引条件説明書面）

この書面は、旅行契約が成立した場合、契約書面の一部となります。

当社では、お客様からのご依頼によって国内旅行の手配を行う場合、この「旅行条件書」に記載された取引条件によってお引き受けいたします。またこの「旅行条件書」に記載のない事項については、当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下、「当社約款」といいます。）によります。当社約款をご希望の方は当社にご請求ください。

第1章 契約の総則

第1条（適用範囲）

- この旅行は、株式会社コスモエージェンシー（以下、『当社』といいます）が手配する旅行であり、お客さまと手配旅行契約を締結することになります。旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この本条件書の定めるところによります。この書面に定めのない事項については、法令又は約款や一般に確立された慣習によります。
- 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

第2条（用語の定義）

- 「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配することを引き受ける契約をいいます。
- 「国内旅行」とは、本邦内ののみの旅行をいいます。
- 「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手続料金及び取消手續料金を除きます。）をいいます。
- 「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち当社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機（以下「電子計算機等」といいます。）と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。

第3条（手配債務の終了）

- 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たし

たときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければなりません。通信契約を締結した場合においては、カード利用日は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。

第4条（手配代行者）

- 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることができます。

第2章 契約の成立

第5条（契約の申込み）

- 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。
- 第一項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

第6条（契約締結の拒否）

当社は、当社の業務上の都合があるときは手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

第7条（契約の成立時期）

手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

第8条（契約成立の特則）

- 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることができます。
- 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

第9条（乗車券及び宿泊券等の特則）

- 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。
- 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

第10条（契約書面）

- 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金そ

の他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

2. 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

第 11 条（情報通信の技術を利用する方法）

1. 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

2. 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第 3 章 契約の変更及び解除

第 12 条（契約内容の変更）

1. 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2. 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に要する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

第 13 条（旅行者による任意解除）

1. 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

2. 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

第 14 条（旅行者の責に帰すべき事由による解除）

当社は、旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わない場合において、手配旅行契約を解除することができます。前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、まだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び当社が得る

はずであった取扱料金を支払わなければなりません。

第 15 条（当社の責に帰すべき事由による解除）

1. 旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。
2. 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を旅行者に払い戻します。
3. 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第 4 章 旅行代金

第 16 条（旅行代金）

1. 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、旅行代金を支払わなければなりません
2. 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
3. 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

第 17 条（旅行代金の精算）

1. 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金（以下「精算旅行代金」といいます。）と旅行代金として既に収受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第三項に定めるところにより速やかに旅行代金の精算をします。
2. 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければなりません。
3. 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

第 5 章 団体・グループ手配

第 18 条（団体・グループ手配）

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

第 19 条（契約責任者）

1. 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第 22 条第 1 項の業務は、当該契約責任者との間で行います。
2. 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しな

ければなりません。

3. 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。
4. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

第 20 条（契約成立の特則）

1. 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することがあります。
2. 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

第 21 条（構成者の変更）

1. 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。
2. 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に要する費用は、構成者に帰属するものとします。

第 22 条（添乗サービス）

1. 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。
2. 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。
3. 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、8 時から 20 時までとします。
4. 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければなりません。

第 6 章 責任

第 23 条（当社の責任）

1. 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第 4 条の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
2. 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
3. 当社は、手荷物について生じた第 1 項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌

日から起算して、国内旅行にあっては 14 日以内に、海外旅行にあっては 21 日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者 1 名につき 15 万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

第 24 条（旅行者の責任）

1. 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。
2. 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
3. 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第 7 章 その他

第 25 条（個人情報の取扱）

1. 当社は、旅行契約の履行に伴い取得した個人情報について、旅行者との連絡のために利用するほか、旅行者が申込をした旅行において運送・宿泊・その他旅行サービス提供機関及び手配代行者等に提供するサービスの手配およびサービスの受領のための手続きに必要な範囲で利用することができます。
2. 当社は、前項のほか、当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用することができます。

第 26 条（約款準拠）

本旅行条件書に記載のない事項は、当社の旅行業約款手配旅行契約の部に定めるところによります。

第 27 条（基準日）

本旅行条件は、契約書面で記載された年月日時点での運賃・料金を基準とします。

第 28 条（特約）

当旅行契約は、本書面の交付をもって成立致します。